

(公財) 島根県障害者スポーツ協会 トップアスリート強化育成事業  
令和6年度 強化選手募集要項

本募集は、本会理事会にて令和6年度の事業計画及び予算の承認を得られること、また、財源とする本会基本財産の取り崩しについて、本会理事会及び評議員会の承認を得た上で島根県知事の承認を得られることを前提に行うものです。

場合によっては、本事業の中止、本募集要項の内容の変更、提出書類の追加等を行う場合がありますので、予めご承知おきの上、ご申請ください。

## 1. 本事業について

- ・申請にあたっては「トップアスリート強化育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」といいます。)を必ず確認してください。
- ・強化選手の人数は、1年度あたり3名以内を予定しています。  
なお、1選手の指定期間は最長3年間であるため、指定の状況によっては、令和8年度まで新たな指定を行わない可能性があります。

## 2. 申請手続きについて

### (1) 指定要件の確認

- ・申請者が実施要綱第4条第1項及び第2項に定める要件を満たすか確認してください。

### (2) 申請書類の提出

- ・以下の書類を申請期限日までに提出してください。
  - \*強化指定申請書
  - \*障がい者手帳の写し
    - ※障がい者手帳の交付を受けていない場合は、所属の競技団体や障がい者団体等から別添様式「報告書」の交付を受け、原本を提出してください。
  - \*競技成績等の証明書類
    - ※「強化指定申請書」の『競技成績等』の欄に記入した成績等が確認できる書類を提出してください。Webページのコピー等でも差支えありません。
- ・各様式は本会ホームページからダウンロードできます。以下のURLを入力するか、“島根県障害者スポーツ協会”で検索してください。  
○ホームページURL <https://spokyo.org/>
- ・申請内容について照会を行う場合がありますので、申請書類は手元にコピーを取った上で提出してください。
- ・申請書類は郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。  
なお、FAX又はEメールで提出した場合は、担当者まで電話にて到達確認を行ってください。

### (3) 申請期限

- ・令和6年3月29日(金)

※期限を過ぎてからの申請は受け付けません。

また、添付書類の不備がある場合も受け付けをしませんので、提出前に十分確認の上、提出してください。

## 3. 強化指定の決定について

### (1) 本会選手強化委員会における審査

- ・各申請は、令和6年4～5月の間に開催する本会選手強化委員会にて指定の適否を審査し、その結果を本会理事会へ提案します。

(2) 本会理事会における強化選手の決定

- ・令和6年6月に開催予定の本会理事会にて、(1)で提案された審査結果を審議し、強化選手を決定します。
- ・本会理事会での決定後、各申請者に対し文書にて、審査結果を通知します。

4. 強化費の支給について

- ・令和6年度の強化費の支給は以下のスケジュールを予定しています。
  - \*令和6年6月：本会理事会及び評議員会における本会基本財産の取り崩し承認
  - \*令和6年8月：島根県知事の本会基本財産の取り崩し承認
  - \*令和6年9月以降：強化費の支給開始
- ※強化費の支給開始日以前に出場した大会についても、実施要綱第5条第1項第2号に定める支援金の支給対象とします。

5. 申請書類提出先、及び本件に関する問い合わせ先

(公財) 島根県障害者スポーツ協会 (担当：周藤)

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-20-7770 / FAX 0852-32-5982 / E-mail info\_office@spokyo.org

ホームページ URL <https://spokyo.org/>

※事業の要項・様式は右記の二次元バーコードからも確認できます。

